

## 意見書

平成 22 年 1 月 8 日

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 御中

郵便番号 150-0011  
(ふりがな) とうきょうとしぶやくひがし  
住所 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F  
(ふりがな) もばいる・こんてんつ・ふぉーらむ  
氏名 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム  
代表理事 川田 敦昭  
メールアドレス info@mcf.to  
電話番号 03-5468-5091  
(連絡先: モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局)

この度は、意見提出の機会をいただき感謝申し上げます。「資金決済に関する法律の施行に伴う政令案・内閣府令案」に関して、以下のように意見を提出させていただきますので、よろしくご査収の上ご検討いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 第四条一項四号の括弧書きについて

貴庁が 2010 年 1 月 15 日締切で意見募集を行っている「事務ガイドライン - 第三分冊：金融会社関係」にあるように、「令第 4 条第 1 項第 4 号により、サーバ型前払式支払手段のうち、同項第 1 号から第 3 号までに掲げる証票等のいずれかと同じ機能を有することが確認できるものについては、法の適用対象とはならない。ただし、商品の給付や役務の提供が専らインターネットを通じて行われる場合には、例えばインターネット上の仮想空間へのアクセス過程を「入場券」と称するものや、仮想空間において提供する役務の内容を捉えて「乗車券」や「食券」と称するものについては、同号括弧書きに該当するため、法の適用対象となる」とあり、第 4 条 1 項 4 号においては、サーバ型前払式支払手段を用いるインターネットサイトの場合は、入場券と捉えられるものであっても、利用形態にかかわらず一律その支払手段についてのみ法の適用対象となると考えられるが、パソコンおよび携帯電話から接続するインターネットサイトについても、サイトという一定の範囲にて不特定かつ多数の者に見せるもしくは聴かせるという性質を持ち、第一号から第三号までに掲げる証票その他の物と同様の利用形態が存在している。これらの利用形態については法の公平性から同様に扱われるべきであり一律除外されるべきでないとする。

よって、インターネット上であっても同様の利用形態は法第四条の適用除外となるように括弧書きを修正するか削除を求める。ガイドラインで想定されているようなインターネット上の仮想空間における第一号から第三号に掲げる証票等と同等と称しているが同等の機能でないような利用に関しては、第四号における「同等の機能を有する」の解釈として示されるべきであるとする。

## 2．前払式の解釈について

インターネットサイトの中でも携帯電話から接続する携帯サイトについては、携帯電話 PHS 事業者が提供する課金回収の仕組みが用いられて資金の決済が行われているものが多い。これらは、携帯サイトでの物品の給付および役務の提供が行われ利用者がそれを了承した月（利用月）の翌月以降に、携帯電話 PHS 事業者の回線利用契約で定めるところの回線利用請求と合算されて請求され、支払を行うものとなっておりサイト利用時に前払いとして利用しても実際の支払い手続きは完了していない。ゆえに、利用者からみて前払いではなく“後払い”となっているため、このような支払手段は前払式支払手段には該当しないことを政令・内閣府令・ガイドラインまたはその他の方法で明らかにすることを求める。

以上